

次世代育成支援対策推進法第19条及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第15条に基づく横芝光町特定事業主行動計画の一部改定の概要について

男性職員の育児休業取得率の目標数値変更（計画P3）

「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）において、地方の公務員（一般職・一般行政部門常勤）に係る男性の育児休業取得率の政府目標について、令和7年までに1週間以上の取得率を85%に引き上げることとされたことに伴い、当町の特定事業主行動計画における目標値を下記のとおり変更する。

改定前	男性の育児休業取得率 5%
改定後	男性の育児休業取得率（1週間以上取得） 85%

※令和7年度までの数値